

目次

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）（抄）	1
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）	5
○ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）	5
○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）	8
○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）	8
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）	47
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	48
○ 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（抄）	49

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）（抄）

（定義）

- 1 第一条の三 この法律において「財務書類」とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。
- 2 この法律において「公表する」とは、公告をすることその他株主、債権者その他多数の者の知り得る状態に置くことをいう。
- 3 この法律において「監査法人」とは、次条第一項の業務を組織的に行うことを目的として、この法律に基づき設立された法人をいう。
- 4 この法律において「有限責任監査法人」とは、その社員の全部を有限責任社員とする定款のある監査法人をいう。
- 5 この法律において「無限責任監査法人」とは、その社員の全部を無限責任社員とする定款のある監査法人をいう。
- 6 この法律において「特定社員」とは、監査法人の社員のうち、公認会計士及び外国公認会計士（第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）以外の者をいう。
- 7 この法律において「外国監査法人等」とは、第三十四条の三十五第一項の規定による届出をした者をいう。

（課徴金納付命令）

- 1 第三十一条の二 公認会計士が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、第三十条第一項又は第二項に規定する場合に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該公認会計士に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。
- 一 当該証明について第三十条第一項に規定する場合に「監査報酬相当額」という。）の二・五倍に相当する額
- 二 当該証明について第三十条第二項に規定する場合に「監査報酬相当額」という。）の二・五倍に相当する額
- 2 5 （略）

（課徴金納付命令）

- 1 第三十四条の二の二 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の六十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。
- 一 当該証明について政令で定める額（次号において「監査報酬相当額」という。）の二・五倍に相当する額
- 二 当該証明について政令で定める額（次号において「監査報酬相当額」という。）の二・五倍に相当する額
- 2 7 （略）

（登録の実施）

- 1 第三十四条の二十六 内閣総理大臣は、登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を有限責任監査法人登録簿に登録しなければならない。
- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、有限責任監査法人登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の実施）

- 1 第三十四条の三十四の五 日本公認会計士協会は、登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる登録の申請者の区分に応じ、当該各号に定める事項を上場会社等監査人名簿に登録しなければならない。
- 一 公認会計士 次に掲げる事項
- イ 前条第一項第一号に定める事項
- ロ 登録年月日及び登録番号

二 監査法人 次に掲げる事項  
イ 前条第一項第二号に定める事項

- 2 ロ 登録年月日及び登録番号
- 3 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。
- 2 日本公認会計士協会は、上場会社等監査人名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(審判手続開始の決定)

第三十四条の四十 内閣総理大臣は、第三十一条の二第一項に規定する事実があると認める場合（同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。）又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認める場合（同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。）には、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

2 (略)

(審判手続開始決定書)

第三十四条の四十一 審判手続開始の決定は、文書によつて行わなければならない。

- 2 審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。
- 4 3 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この章において「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

(審判手続を行うべき者)

第三十四条の四十二 審判手続（審判手続開始の決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

- 2 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことがある者を審判官として指定することはできない。

(被審人の代理人及び指定職員)

第三十四条の四十三 被審人は、弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

- 2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの（次項において「指定職員」という。）を審判手続に参加させることができる。
- 3 指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

(審判の公開)

第三十四条の四十四 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(被審人による答弁書の提出)

- 2 第三十四条の四十五 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。
- 3 被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

(被審人の意見陳述)

- 2 第三十四条の四十六 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。
- 3 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見を陳述を求めることができる。

(参考人に対する審問等)

第三十四条の四十七 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に

質問することができる。  
2 民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第九十条、第九十一条、第九十六条、第九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

（被審人に対する審問）  
第三十四条の四十八 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

（証拠書類の提出等）  
第三十四条の四十九 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内に提出しなければならぬ。  
2 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

（学識経験者に対する鑑定命令）  
第三十四条の五十 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。  
2 審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。  
3 民事訴訟法第九十一条、第九十七条、第二百一条第一項及び第二百二十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

（審判手続終了後の決定等）  
第三十四条の五十三 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認めるときは、被審人に対し、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。  
2 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について前項の決定（第三十一条の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）をしなければならない場合においては、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額（以下この項及び次項において「個別決定」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に充て、以下分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定（第三十一条の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該第一項の他の者の他の財務書類の証明について、第一項の決定（以下この項において「新決定」という。）に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該第一項の他の者の他の財務書類の証明に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより、当該新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に充て、第一号に掲げる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

4 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る課徴金の額を合計した額  
2 内閣総理大臣は、第三十一条の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額  
1 内閣総理大臣は、第三十一条の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

5 内閣総理大臣は、第一項の決定（第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該第一項の他の者の他の財務書類の証明に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより、当該個別決定ごとの算出額に充て、以下分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

6 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないと認め

ない。新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に充て、第一号に掲げる額に代えて、第一号に掲げる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずることができない。新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に充て、第一号に掲げる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずることができない。

めるときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。  
7 前各項の規定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。  
8 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項から第五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。  
109 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項から第五項までの決定に係るものに限る。）の謄本を発した日から二月を経過した日とする。  
第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

（送達書類）  
第三十四条の五十四 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、内閣府令で定める。

（民事訴訟法の準用）  
第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百条、第一百一条、第一百二条の二、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百七條第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第八條の規定を準用する。この場合において、同法第一百條第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第一百條第一項中「執行官」とあり、及び同法第一百七條第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第八條中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と読み替えるものとする。

（公示送達）  
第三十四条の五十六 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合  
二 前条において準用する民事訴訟法第七條第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合  
三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八條の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるとき  
四 前条において準用する民事訴訟法第八條の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合  
2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。  
3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。  
4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（処分通知等に係る電子情報処理組織の使用）  
第三十四条の五十七 金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととして行つたものを、同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第一百條第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の内容を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録することをもつて、同項に規定する書面の作成及び提出に代へることができる。

（事件記録の閲覧等）  
第三十四条の五十八 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第五十二条の三 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十三第三項において準用する民事訴訟法第二百一條第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。  
2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第五十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。  
一 第三十四条の四十七第一項の規定による参考人に対する処分違反に違反せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者  
二 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十三第三項において準用する民事訴訟法第二百一條第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

- 三 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分に対する違反して物件を提出しない者
- 四 第三十四条の五十第一項の規定による鑑定人に対する処分に対する違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（登録の実施）

第八十九条 内閣総理大臣は、前条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を投資法人登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請をした投資法人に通知しなければならない。
- 四 内閣総理大臣は、投資法人登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（送達報告書）

第一百条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

二 前項の場合において、送達をした者は、同項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該送達をした者は、同項の書面を提出したものとみなす。

（送達実施機関）

第一百一条 書類の送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によつてする。

二 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達とする者とする。

（交付送達の原則）

第一百二条の二 書類の送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

（送達場所）

第一百三條 書類の送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この款において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に對する書類の送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

二 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達するのに支障があるときは、書類の送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において書類の送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

（送達場所等の届出）

第一百四條 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、書類の送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合において、送達受取人も届け出ることができる。

- 一 前項前段の規定による届出があつた場合には、書類の送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。
- 二 前項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の書類の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。
- 三 前条の規定による送達、その送達をした場所
- 四 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。第六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達、その送達において送達をすべき場所とされてきた場所
- 五 第七七条第一項第一号の規定による送達、その送達において宛先とした場所

第百五条 (出会送達)

前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する書類の送達は、その者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかでない者又は同項前段の規定による届出をした者が書類の送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

第百六条 (補充送達及び差置送達)

就業場所以外の書類の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（第百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、書類の送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

第百七条 (書留郵便等に付する送達)

前条の規定により送達をすることができない場合（第百九条の二の規定により送達をすることができない場合を除く。）には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所に宛てて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二項第六項に規定する一般書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

1 第百三条の規定による送達をすべき場合 同条第一項に定める場所

2 第百四条第二項の規定による送達をすべき場合 同項の場所

3 第百四条第三項の規定による送達をすべき場合 同項の場所（その場所が就業場所である場合にあつては、訴訟記録に表れたその者の住所等）

2 前項第二号又は第三号の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その後送達すべき書類は、同項第二号又は第三号に定める場所に宛てて、書留郵便等に付して発送することができる。

3 前二項の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があつたものとみなす。

第百八条 (外国における送達)

外国においてすべき書類の送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする。

第百九条 (電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達)

電磁的記録（以下この節において単に「送達すべき電磁的記録」という。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面によつてする。

第百九条の二 (電子情報処理組織による送達)

前条第一号の電磁的記録の送達は、前条の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、送達すべき電磁的記録に記録されている事項につき次条第一項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができるときも、送達を受けるべき者に対し、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法によりすることができる。ただし、当該送達を受けるべき者が当該方法により送達を受ける旨の最高裁判所規則で定める方式による届出をしていない場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、同項本文の通知を受ける連絡先を告訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人も届け出ることができる。

第百九条の三 (電子情報処理組織による送達の効力発生時期)

前条第一項の規定による送達による送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

一 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時

二 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時  
三 前条第一項本文の通知が発せられた日から一週間を経過した時に算入しない。

2 送達を受けるべき者がその責めに帰することができない事由によつて前項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができない期間は、同項第三号の期間に算入しない。

（電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出をしなければならぬ者に関する特例）  
第九十九条の四 第九十九条の二第一項ただし書の規定にかかわらず、第三十二条の十一第一項各号に掲げる者に対する第九十九条の二第一項の規定による送達は、その者が同項ただし書の届出をしていない場合であつてもすることができる。この場合においては、同項本文の通知を発することを要しない。

2 前項の規定により送達をする場合における前条の規定の適用については、同条第一項第三号中「通知が発せられた」とあるのは、「措置がとられた」とする。

（電子情報処理組織による申立て等）  
第三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等）の知覚によつて認識することができる情報（以下「情報」という。）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この章において同じ。）をもつてするものとして認められるもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができる。

2 前項の方法により申立て等（以下この条において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。）については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 電子情報処理組織を使用する申立て等がされたときは、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る法令の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用する。

6 前項の方法により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用する。

（電子情報処理組織による申立て等の特例）  
第三十二条の十一 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができるときは、口頭とするときは、この限りでない。

一 訴訟代理人のうち委任を受けたもの（第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。） 当該委任を受けた事件  
二 国の利害に係る訴訟の第五項の法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十五項又は第七條第三項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事件  
三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十五項又は第七條第三項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事件

3 2 前項各号に掲げる者は、第九十九条の二第一項ただし書の届出をしなければならぬ。この責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

（書面等による申立て等）  
第三十二条の十二 申立て等が書面等により行われたとき（前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。）は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業



- 秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が必要があると認めるとき（当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）
- 二 書面等により第百三十三条第二項の規定による届出があつた場合、当該書面等に記載された事項（当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）
- 三 前項の規定によりその記載された事項がファイイルに記録された書面等による申立て等に係る送達は、当該申立て等に係る法令の規定にかかわらず、同項の規定によりファイイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達をもって代えることができる。
- 三 前項の方法により行われた申立て等に係る送達については、当該申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

○（書面等に記録された事項のファイイルへの記録等）

- 第百三十二条の十三 裁判所書記官は、前条第一項に規定する申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- 一 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等若しくは当該記録媒体に記載され、若しくは記録された営業秘密がその訴訟の追行の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）
- 二 当該記録媒体を提出する方法により次条第二項の規定による届出があつた場合、当該記録媒体に記載された事項
- 三 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）
- 四 同項に規定する秘密事項記載部分
- 四 第百三十三条の三第一項の規定による決定があつた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）
- 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

○（定義）

- 第二条（略）
- 2 8（略）
- 9 この法律において「優先出資証券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十八条第一項及び同条第三項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第百二十五条第二項の規定により発行する出資証券をいい、「特定社債証券」とは、特定社債につき特定目的会社が第百二十五条において準用する同法第六百九十六条の規定により発行する債券をいう。
- 10 18（略）

○（特定目的会社名簿）

- 第八条 内閣総理大臣は、特定目的会社名簿を備え、内閣府令で定めるところにより、これを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、特定目的会社名簿に第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び第二百十八条又は第二百十九条の規定による内閣総理大臣の処分に關する事項その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

○（定義）

- 第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 社債（第十四号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 2 国債
- 3 地方債
- 4 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資法人債
- 5 保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社の社債
- 6 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する特定社債（第十九号及び第二十号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 7 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利（第一号及び第四号から前号までに掲げるものを除く。以下同じ。）
- 8 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権
- 9 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）に規定する貸付信託の受益権
- 10 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権
- 11 信託法（平成十八年法律第八号）に規定する受益証券発行信託の受益権
- 12 外国又は外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。以下同じ。）に表示されるべき権利
- 13 株式
- 14 新株予約権
- 15 新株予約権付社債
- 16 協同組織金融機関の優先出資（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資
- 17 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資
- 18 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権
- 19 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権
- 20 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権
- 21 帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとして政令で定める証券又は証書に表示されるべき権利のうち、その権利の行使が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとして政令で定めるもの
- 2 者のいう
- 3 この法律において「加入者」とは、振替機関等が第十二条第一項又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により口座を開設した者をいう。
- 4 この法律において「口座管理機関」とは、第四十四条第一項の規定による口座の開設を行った者及び同条第二項に規定する場合における振替機関をいう。
- 5 この法律において「振替機関等」とは、振替機関及び口座管理機関をいう。
- 6 この法律において「直近上位機関」とは、加入者にとってその口座が開設されている振替機関等をいう。
- 7 この法律において「上位機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- 8 一 直近上位機関
- 9 二 前号又はこの号の規定により上位機関に該当するものの直近上位機関
- 10 三 この法律において「直近上位機関」とは、振替機関等が第十二条第一項又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により口座を開設した口座管理機関をいう。
- 11 一 直近下位機関
- 12 二 前号又はこの号の規定により下位機関に該当するものの直近下位機関
- 13 三 この法律において「共通直近上位機関」とは、複数の加入者に共通する上位機関であつて、その下位機関のうちに当該各加入者に共通する上位機関がないものをいう。
- 14 この法律において「加入者保護信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、第六十条の規定による支払を行うことにより加入者の保護を図り、社債等の振替に対する信頼を維持することを目的とするものをいう。

第三條（振替業を営む者の指定）  
 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者

として、指定することができ、次に掲げる機関を置く株式会社であること。

イ 取締役会、監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。）

ハ 第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

二 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三 その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 破産手続開始のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるもの

ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役（外国の法令上これらと同様に執行役員に相当する者を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 第二十二條第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ この法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百九條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六條から第四十九條まで、第五十條（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一條の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 定款及び振替業（第四十四條第二項に規定する場合を除く。）の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

六 振替業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

七 その人的構成に照らして、振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

八 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

九 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

一〇 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

一一 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

一二 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

一三 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

一四 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

一五 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

一六 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

一七 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

一八 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

一九 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

二〇 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

二一 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

二二 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

二三 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

二四 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

二五 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

二六 振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。



間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の解任を命ずることができる。

一 第三条第一項第三号又は第四号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

二 不正の手段により第三号第一項の指定を受けたことが判明したとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づき命令又はこれらに基づき処分を違反したとき。

四 (指定の失効)  
第四十一条 振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

一 振替業務を廃止したとき。

二 解散したとき(設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

三 (口座管理機関の口座の開設)  
第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関(主務省令で定める者を除く。)から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

一 十二 (略)

十三 外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であつて、主務大臣が指定する者

2 (略)

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定(第五条から第七条まで、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四十章並びに第六章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。必要は、必要な技術的読替は、政令で定める。

<p>第十八条</p>	<p>業務を</p>	<p>業務(国債に係るものに限る。)を</p>
<p>第十二条第二項</p>	<p>第七十八条第一項及び第三項(これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第二十七條第一号において準用する場合を含む。)、第百三條第一項及び第三項、第百七條第一項及び第四項、第百四十五條第一項及び第三項(これらの規定を第百二十九條第一項及び第二十五條第二号において準用する場合を含む。)、第百七十九條第一項及び第三項(これらの規定を第百四十七條の三第一項、第百四十九條第一項及び第百七十六條第三号において準用する場合を含む。)、又は第百七十九條第一項及び第百五十四條第一項及び第百七十六條第四号において準用する場合を含む。)の義務を履行する目的のため、自己</p>	<p>自己</p>
<p>第十六条第一項</p>	<p>業務及び財産</p>	<p>業務</p>

第十七条	定款又は業務規程	業務規程
第十八条第一項	第四十条第一項第一号又は第三号から第五号まで	第四十七条第三項において準用する第四十条第一項第一号又は第三号
第十八条第二項	同条第二項第一号又は第三号	第四十七条第三項において準用する第四十条第二項第三号
第二十条第一項	商号	業務に關して報告又は資料の提出を命ずる
第二十一条	業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、振替機關の營業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させる	運營
第二十一条	運營又は財産の状況	
第二十一条第一項	第三條第一項の指定若しくは第九條第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役、會計參與、監査役若しくは執行役の解任	第四十七條第一項の指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止
第二十一条第一項第一号	第三條第一項第三号又は第四号	第四十七條第一項第二号
第二十一条第一項第二号及び第三号並びに第二項並びに第二十三條第一号	第三條第一項	第四十七條第一項
第三十二条	会社法第四百六十七條第一項の株主總會の承認のほか、その	その
第四十一条第一項	第三條第一項	第四十七條第一項
第四十一条第二項	者又は一般承継人（合併により消滅した振替機關の権利義務を承継した者であつて、振替業を営まないものに限る。次條において同じ。）	者
第四十二条	第三條第一項	第四十七條第一項
第四十二条	者又は一般承継人	者
第五十一条第一項	第三條第一項	第四十七條第一項
第五十八條	第六十九條第二項	第四十八條の規定による読替え後の第九十五條第九項及び第六十九條第二項において準用する場合を含む。）
第八十九條第二項	第三條第一項	第四十七條第一項
第九十条第一項	申請	申請又は決定
第九十一条第五項	二 銘柄ごとの金額	二 銘柄ごとの金額（次号に掲げるものを除く。） 目的である振替國債の銘柄ごとの金額
第九十二条第一項	加入者	加入者及び振替機關
第九十二条第二項	一 当該振替機關が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録	一 当該振替機關が前項第三号の口座（機關口座を除く。）を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録 二 当該振替機關が当該振替國債を取得したものである場合には、その機關口座の第四十八條の規定による読替え後の前条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における前項第二号の金額の増額の記載又は記録
第九十二条第三項	規定	規定（第一号の二の規定を除く。）

第九十三条第一項	場合	<p>場合又は第四十八条の規定による読替後の第九十三条第八項の規定により元利分離を行う旨を決定した場合</p>
第九十三条第七項	<p>7 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。</p>	<p>7 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。</p> <p>8 た振替機関等については、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。</p>
第九十四条第一項	<p>場合</p>	<p>場合又は第四十八条の規定による読替後の第九十四条第八項の規定により統合を行う旨を決定した場合</p>
第九十四条第七項	<p>7 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。</p>	<p>7 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。</p> <p>8 た振替機関等については、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。</p>
第九十五条第一項	<p>場合</p>	<p>場合又は第四十八条の規定による読替後の第九十五条第九項の規定により振替を行う旨を決定した場合</p>

	第九十五条第三項第四号		第九十五条第八項
従い	振替先口座（機関口座を除く。） 保有欄	質権欄	8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合において準用する。当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
従い、又は第四十八条の規定により、読替後の第九十五条第九項から第十一項までの規定による読替後の第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「機関保有欄」という。）	振替先口座 保有欄（機関口座にあつては、第四十八条の規定による読替後の第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「機関保有欄」という。）	質権欄（機関口座にあつては、第四十八条の規定による読替後の第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「機関質権欄」という。）	8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合において準用する。 9 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合において準用する。 10 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合において準用する。



第九十六条第一項	場合	11 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
第九十六条第七項	従い	7 国は、振替国債の償還（分離利息振替国債にあつては、利息の支払）をするのと引換えにその口座における当該振替国債の銘柄についての当該償還に際しては、振替国債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に對して申請することを請求することができる。
第九十八條	申請	8 振替機関が、その機関口座の機関保有欄又は機関質権欄に記載又は記録がされている特定の銘柄の振替国債について、特定の金額につき抹消を行う旨を決定した場合においては、当該振替機関は、直ちに、当該決定に係る欄における当該決定に係る銘柄の金額についての減額の記載又は記録をしなければならない。
第九十九條	申請 は記録する欄	申請又は第四十八條の規定による読替え後の第九十五条第九項の決定
第一百一條	質権欄 加入者 申請	質権欄（機関口座にあつては、機関質権欄） 加入者及び振替機関 申請又は第四十八條の規定による読替え後の第九十五条第九項の決定
第一百三條第一項第一号及び第七條第一項第一号	加入者の口座	加入者の口座及び機関口座
第二百七十八條第一項	又は第九十五条第一項の振替の申請	若しくは第九十五条第一項の振替の申請又は第四十八條の規定による読替え後の第九十五条第九項の決定
第二百八十一條	第三條第一項	第四十七條第一項
第二百八十二條第一項第一号	第二十五條第五項、第二十七條第五項、第二十九條第五項又は第三十一條第五項	第四十七條第一項 第五十條において準用する第三十一條第五項
第二百八十二條第一項第二号	第三條第一項	第四十七條第一項
附則第二十二條第七項	7 国は、第五項第一号の通知を受けたときは、直ちに、第三項に規定する除却の請求に係る登録を 除却しなければならない。	7 国は、第五項第一号の通知を受けたときは、直ちに、第三項に規定する除却の請求に係る登録を 除却しなければならない。
		8 振替機関が、その有する特例国債について、振替受入簿に記載又は記録をする旨を決定した場合には、振替受入簿に直ちに、当該決定に係る特例国債については、振替受入簿に附則第二十二條第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。





の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

二 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の社債権者又は質権者が通知した

同項第二号の口座を通知しなければならない。

三 第一項第一号の社債権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して

当該社債権者又は当該質権者のために振替社債の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただ

し、当該会社が当該社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

四 会社が第一項の振替社債に係る社債の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該

社債について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

五 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項第一号の社債権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知が

ないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

（超過記載又は記録がある場合の分離適格振替国債等に係る振替機関の義務）

第七百七条 第二百二条の規定による分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債（以下第一百十条までにおいて「分離適格振替国債等」という。）の取

得により、すべての分離適格振替国債等の債権者の有する分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利分離の手續が行われたとみなして計算した場合

にすべての分離適格振替国債等の債権者の有することとなる分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額が、すべての分離適格振替国債について

その発行総額（償還済みの額を除く。）につき同条の規定により元利分離の手續が行われたとみなして計算した場合の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の

各銘柄ごとの総額を超過することとなるものがある場合において、第一号の総額が第二号の総額を越えることとなる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債

があるときは、振替機関は、その超過額（第一号の総額から第二号の総額を控除した額をいう。）に達するまで、当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替

国債を取得する義務を負う。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録されたすべての分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利

分離の手續が行われたものとみなして計算した場合に振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録されることとなる分

離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額

二 すべての分離適格振替国債についてその発行総額（償還済みの額を除く。）につき第九十三条の規定により元利分離の手續が行われたものとみなして計算し

た場合の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額

三 振替機関は、第一項の規定により分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得したときは、直ちに、国に対し、当該分離元本振替国債又は分離利息振替国債

について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

五・六 （略）

（受託者が受益者等の口座を知ることができない場合に関する手續）

第二百七条の六 受託者が特定の銘柄の振替受益権を交付しようとする場合において、当該振替受益権の受益者又は質権者のために開設された振替受益権の振替

を行うための口座を知ることができないときは、当該受託者（信託の併合に際して振替受益権を交付する場合その他の主務省令で定める場合）は、当該受

託者に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知しなけれはならない」という。は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替受益権

の受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなけれはならない。

一 受託者が一定の日における当該振替受益権の受益者（質権者があるときは、その質権の目的である受益権の受益者を除く。）及び当該質権者について前条第

一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の受益者又は質権者のために開設された当該振替受益権の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号

の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

二 前項の通知者が同項の受託者以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該受託者に対し、同号の受益者又は質権者が通知し

た同項第二号の口座を通知しなけれはならない。

三 第一項第一号の社債権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知しなかった場合には、受託者は、同項第三号の振替機関等に対して

当該社債権者又は当該質権者のために振替受益権の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただ

し、当該会社が当該社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

四 会社が第一項の振替社債に係る社債の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該

社債について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

し、当該受託者が当該受益者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。  
4、当該受益権について振替受益権に係る受益権の発行である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該受益権に規定する場合において、受託者が前条第一項第一号の受益者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該受託者が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第二百七条の二十一 前条の規定による振替受益権の取得によりすべての受益者の有する同条に規定する銘柄の振替受益権の総数が当該銘柄の振替受益権の総数（その受益債権に係るすべての債務の支払がされた振替受益権の数を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の総数を超えるときは、振替機関は、その超過数（第一号の合計数から第二号の総数を控除した数をいう。）に達するまで、当該銘柄の振替受益権を取得する義務を負う。  
二 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替受益権の数の合計数

2 振替機関は、第一項の規定により振替受益権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

4・5 （略）

第二百八条 株券を発行する旨の定款の定めがない会社の株式（譲渡制限株式を除く。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。  
2 発行者が、この株式について第十三条第一項の同意を与えるには、発起人全員の同意又は取締役会の決議によらなければならない。

（振替口座簿の記載又は記録事項）

第二百九条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。  
2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

二 当該口座管理機関が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）  
一 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所  
二 発行者の商号及び発行者が種類株式会社であるときは、振替株式の種類（以下この章において「銘柄」という。）

三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）  
四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替株式の銘柄ごとの数、当該数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所  
五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六 第三号又は第四号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日  
七 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項  
二 銘柄ごとの数

5 振替機関が開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 振替機関が開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。  
二 銘柄ごとの数  
三 銘柄ごとの数

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替株式の発行時等の新規記載又は記録手続）

第三百三十条 特定の銘柄の振替株式の発行者は、当該振替株式を発行した日以後（当該発行者が会社の成立後にその株式について第十三条第一項の同意を与える場合にあっては、当該同意（以下この項において「成立後同意」という。）をした日以後）遅滞なく、当該発行者が同条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 前項の振替株式の株主又は登録株式質権者の銘柄

二 前項の加入者のために開設された第一号の振替株式の振替を行うための口座

三 前項の加入者の第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

四 加入者が登録株式質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

六 前項の振替株式の総数その他主務省令で定める事項

七 前項の振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる措置を執らなければならない。

イ 当該口座の前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

ロ 当該口座の前項第四号に掲げる事項の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における前項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの記載又は記録

ホ 当該振替機関が前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座に

おける当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号

までに掲げる事項の通知

三 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（会社が株主等の口座を知ることができない場合に關する手続）

第三百一十一条 会社が特定の銘柄の振替株式を交付しようとする場合において、当該振替株式の株主又は登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行う

ための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替株式を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあっては、当該会社に準ずる者

として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の日の一月前までに当該振替株式の株主又は登録株式

質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前項の株主又は登録株式質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を

同第三項本文の申出により通知する旨

三 第三項の申出に通知する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

五 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同様の株主又は登録株式質権者が通知

した同項第二号の口座を通知しなければならない。

六 第一項第一号の株主又は登録株式質権者が同項の一定の日までに同項第二号の口座を通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対し、

当該株主又は登録株式質権者のために振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。

七 当該特別口座があるときは、この限りでない。

八 会社が第一項の振替株式に係る株式の発行を行なう場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該

株式について振替機関に同様の同意を与えなければならない。

九 第一項の規定する場合には、会社が前条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

十 知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座（同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。）を同条第一項第三号の口座（当該通





8 前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（特別口座に記載又は記録がされた振替株式についての振替手続等に関する特例）  
第百三十三条 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の銘柄の振替株式に係る第百三十条第一項の通知又は振替の申請の前に当該振替株式となる前の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものその他の主務省令で定める者（以下この条において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するもの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第百三十一条第三項本文の申出  
二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請  
3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（特別口座の移管）

第百三十三条の二 特別口座に記載され、又は記録された振替株式の発行者は、当該特別口座を開設した振替機関等（次項及び第三項において「移管元振替機関等」という。）以外の振替機関等に対し、当該特別口座の加入者のために当該振替株式の振替を行うための特別口座の開設の申出をすることができ、

2 前項の申出は、移管元振替機関等が開設した当該振替株式の振替を行うための特別口座（次項及び第四項において「移管元特別口座」という。）の全ての加入者のために一括しては、この限りでない。ただし、前項の発行者が加入者のために開設の申出をした特別口座が同項の申出に係る振替機関等にある場合における当該加入者については、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替株式の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設

3 第一項の発行者は、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替株式の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設された特別口座又は前項ただし書の特別口座をいう。）を振替先口座とする振替の申請をすることができる。  
4 第一項の発行者は、前項の申請をした場合には、遅滞なく、移管元特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

（抹消手続）

第百三十四条 特定の銘柄の振替株式について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところから従い、その備える振替口座簿における減少の記載又は通知をしなければならない。  
2 前項の申請は、発行者が、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる口座を開設した直近上位機関に対して行うものとする。

3 発行者は、第一項の申請において、抹消により減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数を示さなければならない。  
4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 発行者の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録  
二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。  
一 当該通知をした口座管理機関の顧客口座における第三項の数についての減少の記載又は記録  
二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（全部抹消手続）

第百三十五条 特定の銘柄の振替株式の発行者は、当該振替株式についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、第二号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。  
一 当該振替株式の銘柄  
二 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。



3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。  
4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替株式の併合に関する記載又は記録手続）  
第三百六十六条 特定の銘柄の振替株式について株式の併合をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の併合に係る振替株式の銘柄  
二 一から次のイの発行総数の口の発行総数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）  
三 株式の併合後の当該振替株式の発行総数  
四 株式の併合前の当該振替株式の発行総数

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。  
3 第一項の通知があつた場合においては、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に減少比率をそれぞれ乗じた数についての減少の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。  
5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けることにより第三項に規定する保有欄等に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

（振替株式の分割に関する記載又は記録手続）  
第三百七条 特定の銘柄の振替株式について、株式の分割をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、株式の分割がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の分割に係る振替株式の銘柄  
二 次のイの総数の口の発行総数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）  
三 株式の分割前より株主が受ける当該振替株式の発行総数  
四 株式の分割に係る基準日（会社法第二百四十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この章において同じ。）及び株式の分割がその効力を生ずる日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。  
3 第一項の通知があつた場合においては、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の日において、その備える振替口座簿中の同項第三号の基準日に増加の記載又は記録をしなければならない。  
4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けることにより第三項に規定する保有欄等に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

（振替株式の分割に関する記載又は記録手続）  
第三百七条 特定の銘柄の振替株式について、株式の分割をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、株式の分割がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の分割に係る振替株式の銘柄  
二 次のイの総数の口の発行総数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）  
三 株式の分割前より株主が受ける当該振替株式の発行総数  
四 株式の分割に係る基準日（会社法第二百四十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この章において同じ。）及び株式の分割がその効力を生ずる日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。  
3 第一項の通知があつた場合においては、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の日において、その備える振替口座簿中の同項第三号の基準日に増加の記載又は記録をしなければならない。  
4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けることにより第三項に規定する保有欄等に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

（振替株式の分割に関する記載又は記録手続）  
第三百七条 特定の銘柄の振替株式について、株式の分割をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、株式の分割がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の分割に係る振替株式の銘柄  
二 次のイの総数の口の発行総数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）  
三 株式の分割前より株主が受ける当該振替株式の発行総数  
四 株式の分割に係る基準日（会社法第二百四十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この章において同じ。）及び株式の分割がその効力を生ずる日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。  
3 第一項の通知があつた場合においては、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の日において、その備える振替口座簿中の同項第三号の基準日に増加の記載又は記録をしなければならない。  
4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。  
5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けることにより第三項に規定する保有欄等に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

(合併等により他の銘柄の振替株式が交付される場合に関する記載又は記録手続)  
第三百八条 合併により消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社(以下この章から第九章までにおいて「消滅会社等」と総称する。)の株式が振

替株式である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替株式を交付しようとするときは、消滅会社等は、合併等効力発

生日の二週間前までに、当該消滅会社等が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合において、第

百三十条及び第三十一条の規定は、適用しない。  
一 当該消滅会社等の振替株式の株主に対して当該吸収合併等又は新設合併等に際して交付する振替株式の銘柄  
二 当該消滅会社等の振替株式の銘柄  
三 次のイの総数の口の発行総数に対する割合(以下この条において「割当比率」という。)

イ 前号の振替株式の発行総数  
ロ 前号の振替株式の発行総数  
四 合併等効力発生日  
五 第一号の振替株式の発行者の口座(二以上あるときは、そのうちの二)

六 第一号の振替株式の発行に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項  
七 前項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号か

ら第六号までに掲げる事項の通知をしなければならない。  
三 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併等効力発生日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替株式についての

記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げた措置を執らなければならない。  
一 当該保有欄等に記載又は記録がされている第一項第二号の振替株式の割当比率をそれぞれ乗じた数の同項第一号の振替株式についての増加及び同項第六

二 第一項第二号の振替株式の全部にわたる記載又は記録の抹消  
四 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。  
五 振替機関等が第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する

保有欄等に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載

又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。この場合において、当該指示に従

つた措置を執らなければならない。  
六 第一項前段の存続会社等が、吸収合併等に際して自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日において、当該振替株式

減少の記載又は記録がされた時において第一項前段の消滅会社等の株主に移転したものとみなす。  
(記載又は記録の変更手続)  
第三百九条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第二百二十九条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知つ

たときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。  
(振替株式の譲渡)  
第四百十条 振替株式の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあつては、第二百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、

又は記録する欄)に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。  
(振替株式の質入れ)  
第四百十一条 振替株式の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力

を生じない。  
(信託財産に属する振替株式についての對抗要件)  
第四百十二条 振替株式については、第二百二十九条第三項第五号の規定により当該振替株式が信託財産に属する旨を振替口座簿に記載し、又は記録しなければ、当

2 該株式が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。  
前項に規定する振替口座簿への記載又は記録は、政令で定めるところにより行う。

2 (加入者の権利推定)  
第四百三条 加入者は、その口座(第五十五条第一項に規定する買取口座を除き、口座管理機関の口座にあつては自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替株式についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)  
第四百四条 振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替株式についての増加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替株式についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第四百五条 前条の規定による振替株式の取得によりすべての株主の有する同条に規定する銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数(消却された振替株式の数を除く。)を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の発行総数を超えるときは、振替機関は、その超過数(第一号の合計数から第二号の発行総数を控除した数をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得する義務を負う。

2 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数  
一 当該銘柄の振替株式の発行総数(消却された振替株式の数及び発行者が第五十九条第一項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。)

2 前項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替株式を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替株式を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

4 前項に規定する振替株式についての権利は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替株式について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替株式について振替口座簿の抹消を行わなければならない。  
6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、振替機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、会社法第二編第二章第八節の規定は、適用しない。この場合において、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第四百六条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数(第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいう。)に相当する数の当該銘柄の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

2 前条第二号に規定する数  
一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数  
二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数

2 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じたものがある場合における同号に掲げる数

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替株式を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得する義務を負う。

4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。  
一 当該放棄の意思表示をした旨  
二 当該放棄の意思表示に係る振替株式の銘柄及び数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替株式について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。



当該振替機関

会社法第二百二十四条第一項に規定する権利

振替機関

会社法第二百二十四条第一項に規定する権利（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式に係るものに限る。）

第一項の規定は

次条第一項の規定は

4 口座管理機関が第四百四十六条第一項の義務の全部を履行したときは、当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式について、第一項の規定は、適用しない。

（発行者が誤って振替株式について剰余金の配当をした場合における取扱い）  
第百四十九条 発行者が第四百四十七条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替株式については、剰余金の配当は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替株式に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 前項の場合において、株主は、発行者に対し、同項の剰余金の配当に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項の剰余金の配当をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第百四十七条第二項又は前条第二項の規定による株主の振替機関等に対する権利を取得する。

（株式の発行に関する会社法の特例）

第百五十条 会社が設立に際して発行する株式について第十三条第一項の同意を与える場合には、発起人は、会社法第三十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定める際に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を示さなければならない。

2 振替株式の発行者は、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

3 振替株式を発行する会社の株主名簿には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

4 振替株式の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を会社法第二百三条第二項の書面に記載し、又は同法第二百五条第一項の契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

5 新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限る。）の発行者は、当該新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項の規定において、当該新株予約権の目的である振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

6 新株予約権を行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるときは、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

（総株主通知）

第百五十一条 振替機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（以下この条及び次条において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

一 発行者が基準日を定めたとき、その日の株主

二 株式の併合がその効力を生ずる日が到来したとき、その日の株主

三 振替機関等が第百三十五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抹消をしたとき、当該抹消に係る振替株式の株主

四 振替機関等が第百三十五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による開始の日から起算して六月を経過したとき（発行者が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）に、当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の株主

五 特定銘柄の振替株式を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の株主

六 特定の銘柄の振替株式が振替機関によつて取り扱われなくなつたとき、当該振替機関が当該振替株式の取扱いをやめた日の株主

七 その他政令で定めるとき、政令で定める日における株主

二 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知しなければならない。  
一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座及び第百五十五条第一項に規定する買取口座を除く。）の保有欄に振替株式について記載又は記録がされて前項の通知をする当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者株主として前項の特別株主として前項の通知をする旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第百五十四条第三項第二号及び第百五十九条の二前号に規定する加入者の口座の質権欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合、当該質権欄に株主としてその氏名又は名称の記載又は記録がさ





三 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもので、その数及びその数に振替株式の株主である場合に、同条第一項に規定する買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

四 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

五 第五十一条第五項及び第六項の規定は、第三項の通知について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項及び前項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

（株式買取請求に関する会社法の特例）

第五十五条 振替株式の発行者が会社法第六十六条第一項各号の行為、同法第八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等）をいう。第四項において同じ。）

第六十六条 振替株式の発行者が、振替機関等に対し、株式買取請求（同法第六十六条第一項、第八十二条の四第一項、第四百六十九条第一項、第七百九十七條第一項、第八百六条第一項又は第九十一条の二第二項第四号において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該発行者が開設の申出をした買取口座があるとき、又はこれらの行為に係る株式買取請求をすることができる振替株式の株主が存しないときは、この限りでない。

第七十一条 前項の発行者は、第六十一条第二項の規定により、会社法第六十六条第三項、第八十一条第一項（同法第六十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の四百六十九条第三項、第七百九十七条第三項、第八百六条第三項又は第八百六条の六第三項の規定による通知を当該通知をすべき事項を公告する場合に併せて、買取口座を公告しなければならない。

第七十二条 振替株式の株主は、その有する振替株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならぬ。

第七十三条 第一項の発行者は、会社法第六十六条第一項各号の行為、同法第八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日までは、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該行為に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

第七十四条 第一項の発行者は、第三項の申請をした振替株式の株主による株式買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該撤回に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

第七十五条 第一項の発行者は、買取口座に記載され、又は記録された振替株式について、当該発行者又は第三項の申請をした振替株式の株主の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

第七十六条 振替株式の株主が会社法第九十二条第一項の規定により当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（取得請求権付株式に関する会社法の特例）

第六十六条 取得請求権付株式である特定の銘柄の振替株式について会社法第六十六条第一項本文の規定による請求をする加入者は、当該振替株式について振替の申請をしなければならぬ。

第六十七条 会社法第六十七条第一項の規定にかかわらず、同法第六十六条第一項本文の規定による請求に係る取得請求権付株式が振替株式である場合には、発行者は、前項の振替の申請により発行者の口座における保有欄に当該取得請求権付株式に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替株式を取得する。

第六十八条 会社法第六十八条第一項本文の規定による請求により振替株式の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替株式を交付する会社に表示しなければならない。

（取得条項付株式等に関する会社法の特例）

第六十七条 取得条項付株式である振替株式の発行者が当該振替株式の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第六十七条第二項第三号イの事由が生じた以後遅滞なく、当該振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

第六十八条 会社法第七十条第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合には、発行者は、同項前段の振替の申請によりその口座における保有欄に同項前段の振替株式に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替株式を取得する。

- 3 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式（会社法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）である振替株式の発行者が当該振替株式の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、同法第七十一条第二項第三号イの事由が生じた日又は同法第七十一条第一項第三号に規定する取得日（以下この項において「効力発生日」という。）以後遅滞なく、効力発生日を第三百三十五条第一項第二号の日として同項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」という。）をしなければならぬ。
- 4 会社法第七十条第一項及び第七十三条第一項の規定にかかわらず、前項の場合には、発行者は、全部抹消の通知により同項の振替株式についての記載又は記録の抹消がされた時に当該振替株式を取得する。

（株式の消却に関する会社法の特例）

- 2 振替株式の消却は、第三百三十四条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（株券喪失登録がされた株式に係る会社法の特例）

- 2 前項の株式の発行者は、登録抹消日において、振替機関等に対して、当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者（以下この条において「名義人等」という。）のために、第三百三十一条第三項本文の申出をしなければならぬ。ただし、当該名義人等が登録抹消日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を通知したとき、又は当該発行者が当該名義人等のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の発行者が第一項の株式について第三百三十一条第一項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める事項として同項の通知をしなければならぬ。
  - 一 前項本文の名義人等である加入者の氏名又は名称 第三百三十一条第二号に掲げる事項
  - 二 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした特別口座） 第三百三十一条第三号に掲げる事項

（電子提供措置に関する会社法の特例）

- 2 加入者は、次に掲げる振替株式の発行者に対する書面交付請求（会社法第三百二十五条の五第二項に規定する書面交付請求をいう。以下この項において同じ。）を、その直近上位機関を経由してすることができる。この場合においては、同法第三百三十一条第一項の規定にかかわらず、書面交付請求をする権利は、当該発行者に對抗することができる。
  - 一 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式（当該加入者が第三百五十一条第二項第一号の申出をしたものを除く。）
  - 二 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのもの
  - 三 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの
  - 四 当該加入者が第三百五十五条第三項の申請をした振替株式の株主である場合には、買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

（合併等に関する会社法の特例）

- 3 消滅会社等の株式が振替株式でない場合又は合併により消滅する会社が持分会社である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等の際に振替株式を交付しようとするときは、合併等効力発生日を第三百三十一条第一項第一号の一定の日として同項の通知をしなければならない。
- 2 存続会社等が吸収合併等の際に振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替株式について振替の申請をしなければならない。
- 3 消滅会社等の株式が振替株式である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等の際に振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は存続会社等若しくは新設会社等が株式会社でないときは、当該消滅会社等は、合併等効力発生日を第三百三十五条第一項第二号の日として全部抹消の通知



をしなければならぬ。  
4 持分会社が合併する場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替株式を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。  
5 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割に際して振替株式を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする会社のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

（株式交付に関する会社法の特例）

第百六十条の二 会社法第七百七十四条の三第一項第三号又は第八号イの株式交付親会社の株式が振替株式である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2 前項の規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の申込みをする者（同法第七百七十四条の三第一項第四号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替株式の株主にならないものを除く。）は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

3 会社法第七百七十四条の三第一項第五号ロ又は第八号ハの新株予約権の目的である株式が振替株式である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該新株予約権の目的である振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

4 株式交付親会社が株式交付に際して振替株式を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替株式について振替の申請をしなければならない。

（適用除外等）

第百六十一条 振替株式については、会社法第二百二十二条第一項から第三項まで、第三百三十二条第一項第二号及び第三号、第二項並びに第三項、第三百三十三条、第百四十七条第一項、第百四十八条、第百五十二条並びに第百五十四条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2 会社法第百六十六条第三項、第百五十八条第一項、第百六十八条第二項、第百七十二条第二項、第百七十九条の四第一項、第百七十九条の六第四項、第百八十一条第一項、第百九十五条第二項、第二百六条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十四条の二第一項、第四百六十九条第三項、第七百七十六條第二項、第七百八十三条第五項、第七百八十五条第三項、第七百九十七条第三項、第八百四十四條の二第一項、第四百六十九條第三項、第七百七十六條第二項、第七百八十三條第五項、第七百八十五條第三項、第七百九十七條第三項、第八百四十四條の二第一項及び第四百六十九條第三項の六第三項の規定にかかわらず、振替株式を公告しなれている会社は、これらの規定による通知（当該振替株式の株主又はその登録株式質権者に対するものに限る。）に代えて、当該通知をすべき事項を公告しななければならない。

3 振替株式の譲渡における会社法第三百三十条第一項の規定の適用については、同項中「株式会社」とあるのは、「株式会社」とする。

第百六十二条 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替株式の発行者の負担とする。

（発行者が新株予約権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）  
第百六十七条 会社が特定の銘柄の振替新株予約権を交付しようとする場合において、当該振替新株予約権者又は質権者のために開設された振替新株予約権の振替を行うための口座を知ることができなるときは、当該会社（新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあっては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 会社が一定の日における当該振替新株予約権の新株予約権者（質権者があるときは、その質権の目的である新株予約権の新株予約権者を除く。）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の新株予約権者又は通知者のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

二 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の新株予約権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

三 第一項第一号の新株予約権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該新株予約権者又は当該質権者のために振替新株予約権の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。

四 会社が第一項の振替新株予約権に係る新株予約権の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該新株予約権について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

五 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の新株予約権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

（発行者が新株予約権付社債権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）

第九十六条 会社が特定の銘柄の振替新株予約権付社債を交付しようとする場合において、当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権者又は質権者のために開設された振替新株予約権付社債の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付する場を第一号の一定の日の一月前までに当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるもの）は、次に掲げる事項を第一号の一定の日における当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権者（質権者があるときは、その質権の目的である振替新株予約権付社債の振替

一 会社が一定の日における当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権者（質権者があるときは、その質権の目的である振替新株予約権付社債の振替

二 新株予約権付社債権者（質権者）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

三 開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

四 その他主務省令で定める事項

二 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の振替新株予約権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

三 第一項第一号の振替新株予約権付社債権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者のために振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

四 会社が第一項の振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該新株予約権付社債について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

五 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の振替新株予約権付社債権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

（投資証券の不発行等）

第二百二十七条 振替投資口については、投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第二百二十八条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十八条第六項、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第四百五十条第五項、第四百五十五条第八項、第四百五十六条、第四百五十七条、第四百六十条第二項、第四項及び第五項、第四百六十条の二並びに第四百六十一条の規定を除く。次項において同じ。）は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録投資口質権者



第三百三十七條第一項第三号	会社法第二百二十四條第一項	消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社（以下この章から第九章までにおいて「消滅会社等」と総称する） 存続会社等又は新設会社等 、合併等効力発生日	投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條の三第二項 消滅する投資法人（以下「消滅投資法人」という）
第三百三十八條第一項	会社法第二百二十四條第一項	消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社（以下この章から第九章までにおいて「消滅会社等」と総称する） 存続会社等又は新設会社等 、合併等効力発生日	6 口座として同項の通知をしなければならぬ。 7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
第四百四十五條第一項	消却された	消却された	消却され、又は払い戻された
第四百四十七條第三項	会社法第二百二十四條第一項	前号に規定する場合における	投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條の三第二項
第四百四十七條第三項第四号	会社法第二百二十四條第一項	会社法第二百二十四條第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條の三第二項
第四百四十七條第四項及び第四百四十八條第三項の表	会社法第二百二十四條第一項	会社法第二百二十四條第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條の三第二項
第四百四十九條第一項	剰余金の配当	剰余金の配当	代金（投資信託及び投資法人に関する法律第八十八條第一項に規定する代金をいう。以下この条において同じ。）の交付、投資口の払戻し（同法第二百二十四條第一項に規定する投資口の払戻しをいう。以下この条において同じ。）又は金銭の分配（同法第二百三十七條第一項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。） 効力又は当該発行者に対抗することができる口数を減少させる効力
第四百四十九條第二項及び第三項	剰余金の配当	剰余金の配当	代金の交付、投資口の払戻し又は金銭の分配
第四百五十條第一項	発起人	発起人	設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第六十六條第一項に規定する設立企画人をいう。）
第四百五十條第二項	会社法第三十二條第一項	会社法第三十二條第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十條の二第一項
第四百五十條第二項	会社法第五十九條第一項又は第二百三條第一項	会社法第五十九條第一項又は第二百三條第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十一條第一項又は第八十三條第一項
第四百五十條第四項	会社法第二百三條第二項	会社法第二百三條第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十三條第三項
第四百五十一條第一項第四号	同法第二百五條第一項	同法第二百五條第一項	同法第九項において準用する会社法第二百五條第一項
第四百五十一條第一項第四号	経過したとき（発行者が会社法第四百五十四條第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）	経過したとき（発行者が会社法第四百五十四條第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）	経過したとき

第百五十二條第一項	会社法第百三十條第一項	会社法第百三十條第一項	生じたとき、又は単元未満株式が生じたとき 又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数（これらの数に）	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九條第一項 投資一口 生じたとき、当該端数（
第百五十三條	同上	同上	同上	同上
第百五十四條第一項	会社法第百三十條第一項	会社法第百三十條第一項	同上	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九條第一項
第百五十五條第一項	会社法第百十六條第一項各号の行為、同法第百八十二條の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第百六十八條第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約、株式移転又は株式交付	同上	同上	投資信託及び投資法人に関する法律第百四十條の規定による規約の変更のうち投資口の払戻しの請求に応じないこととする規約の変更又は合併
第百五十五條第二項	第百六十一條第二項の規定により、会社法第百十六條第三項、第百八十一條第一項（同法第百八十二條の四第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）、第百六十九條第三項、第百八十五條第三項、第百九十七條第三項、第百八十六條第三項又は第百八十六條の六第三項	同上	同上	第百四十一條第一項、第百四十九條の三第一項、第百四十九條の八第一項又は第百四十九條の十三第一項、第百四十九條の八第一項又は第百四十九條の十三第一項
第百五十五條第四項	会社法第百十六條第一項各号の行為、同法第百八十二條の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日	同上	同上	投資信託及び投資法人に関する法律第百四十條の規定による規約の変更のうち投資口の払戻しの請求に応じないこととする規約の変更がその効力を生ずる日又は合併の効力発生日
第百五十九條第一項	株券喪失登録がされた株券	同上	同上	第百三十一條第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券 （非訟事件手続法第百條に規定する公示催告手続をいう。） については、
第百五十九條第二項	登録抹消日（会社法第百三十條第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで	登録抹消日（会社法第百三十條第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで	同上	同項の投資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定める書類を添付して請求があった場合には、遅滞なく当該請求を行った者
第百五十九條第三項第一号	当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第百二十四條第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第百二十一條第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者	同上	同上	請求者
第百五十九條第三項第二号	登録抹消日までに	同上	同上	当該申出の日までに
第百五十九條の二第一項	名義人等 登録抹消日までに	同上	同上	請求者
第百五十九條の二第二項	定款	同上	同上	規約

第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項
第百六十条第一項	でない場合又は合併により消滅する会社が持分会社である場合	でない場合
第百六十条第三項	交付しようとするとき、又は存続会社等若しくは新設会社等が株式会社でないとき	交付しようとするとき

2 (権利の帰属)  
 第二百三十四条 優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十九条第一項に規定する優先出資証券をいう。)を発行する旨の定款の定めがない協同組織金融機関の優先出資(同法第四条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。)で振替機関が取り扱うもの(以下この節において「振替優先出資」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 (優先出資に関する株式に係る規定の準用)  
 第二百三十五条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百三十六條、第四百四十五條第六項、第四百四十六條第六項、第四百四十七條第三項第三号、第五百十条第一項、第五項及び第六項、第五十一条第一項第二号及び第二項第三号、第五百五十四條第三項第四号、第五百五十五条から第五百五十七條まで、第五百五十九條の二第二項第四号、第六十条第四項及び第五項、第六十条の二並びに第六十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数	登録優先出資質権者
登録株式質権者	口数	登録優先出資質権者
総数	総口数	総口数
振替数	振替口数	振替口数
株主名簿	優先出資者名簿	優先出資者名簿
発行総数	発行総口数	発行総口数
吸収合併等	吸収合併	吸収合併
新設合併等	新設合併	新設合併
消滅会社等	消滅協同組織金融機関	消滅協同組織金融機関
合併等効力発生日	合併の効力発生日	合併の効力発生日
存続会社等	存続協同組織金融機関	存続協同組織金融機関
合計数	合計口数	合計口数
超過数	超過口数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者	特定被通知優先出資者
少数株主権等	少数優先出資者権等	少数優先出資者権等
特別株主	特別優先出資者	特別優先出資者
株券喪失登録者	優先出資証券喪失登録者	優先出資証券喪失登録者
新設会社等	新設協同組織金融機関	新設協同組織金融機関

2 (略)

2 (優先出資証券の不発行等)  
 第二百三十八条 振替優先出資については、優先出資証券(資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

2 振替優先出資の優先出資社員(資産の流動化に関する法律第二十六条に規定する優先出資社員をいう。以下同じ。)は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替優先出資が振替機関によつて取り扱われなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券の発行を請求することができる。

3・4 (略)

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)  
 第二百三十九条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百三十一条第二項、第三百三十四条、第三百三十五条、第三百三十七条、第三百三十八条、第四百四十五条第六項、第四百六十六條第六項、第四百四十七條第三項第三号、第五百十條第一項、第五百一十一條第一項第三号、第五百五十五條第八項、第五百五十六條から第五百五十八條まで、第六百十條から第六百六十一條まで及び第六百六十二條第一項第二号の規定を除く。次項において同じ。)は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

登録株式質権者数	口数
総数	登録優先出資質権者総口数
振替数	振替口数
株主名簿	優先出資社員名簿
発行総数	発行総口数
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資社員
少数株主権等	少数優先出資社員権等
特別株主	特別優先出資社員
株式買取請求	優先出資買取請求

2  
 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第三項第一号	種類株式発行会社	二以上の種類の優先出資(資産の流動化に関する法律第二十五条に規定する優先出資をいう。以下同じ。)を発行する特定目的会社
第三百十條第一項	会社の成立後 成立後同意	優先出資の発行後 発行後同意
第三百十條第一項第二号	会社法第百五十二条第一項に規定する登録株式質権者	資産の流動化に関する法律第四十三條第四項に規定する登録優先出資質権者(第二百四十四條の規定により優先出資社員名簿(同法第四十三條第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。以下同じ。)に記載され、又は記録された質権者を除く。)
第三百三十一條第一項	特定の銘柄の振替株式を交付しようとする場合において、当該振替株式の株主又は登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行うための口座を 知ることができないとき 新設合併に際して振替株式を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあつては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下 次に掲げる事項	発行済みの特定の種類の優先出資について第十三條第一項の 以下
第三百三十一條第一項第一号	第一号	第一号の一定の日において優先出資証券(資産の流動化に関する法律第二條第九項に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)は無効となる旨及び次に掲げる事項
振替株式	一月前までに当該振替株式 又は登録株式質権者となるべき者として主務省令で定めるもの	一月前までに公告し、かつ、当該優先出資 及び登録優先出資質権者
第三百三十一條第一項第一号	振替株式	優先出資

第百三十一條第四項	通知又は振替の申請 当社が第一項の振替株式に係る株式の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該	通知 特定目的会社は、第一項第一号の一定の日において、同項に規定する特定の種類の
第百三十一條第五項	5 第一項に規定する場合において、当社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の株主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第三号の口座の口座として同項の通知をしなければならない。	第十三条第一項の 5 第一項に規定する場合において、特定目的会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の優先出資社員（資産の流動化に関する法律第二十六条に規定する優先出資社員をいう。以下同じ。）又は登録優先出資質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該特定目的会社が開設の申出をした特別口座）を前条第一項第三号の口座として同項の通知をしたなければならない。6 第一項の規定にかかわらず、優先出資の全部について資産の流動化に関する法律第四十九条第二項において準用する会社法第二百七条第四項の規定により優先出資証券を発行していない特定目的会社が第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、第一項第一号の一定の日の一月前までに、優先出資社員及び登録優先出資質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知すれば足りる。7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
第百三十三條第二項	通知又は振替の申請 当該通知又は当該振替の申請 保有欄等において	当該通知 口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において
第百三十六條第三項	通知又は振替の申請 保有欄等において	当該通知 口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において
第百四十七條第三項	会社法第二百二十四条第一項	資産の流動化に関する法律第四十三条第二項
第百四十七條第三項第四号	前号に規定する場合における会社法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主の株式	発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日（資産の流動化に関する法律第四十三条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）を定めた場合における同法第五十九条第一項に規定する内閣府令で定める社員の有する優先出資資産の流動化に関する法律第四十三条第二項
第百四十七條第四項及び第百四十八條第三項の表	会社法第二百二十四条第一項	資産の流動化に関する法律第五十条第三項において準用する会社法第二百三十五条第一項に規定する代金の交付、優先出資
第百四十九條第一項	剰余金の配当	剰余金の配当（資産の流動化に関する法律第四十二条第一号に規定する優先出資の額をいう。）の減少に伴う払戻し、利益の配当若しくは資産の流動化に関する法律第一百五十一条に規定する中間配当（以下この条において「代金交付等」と総称する。）
第百四十九條第二項	同項の剰余金の配当	代金交付等
第百四十九條第三項	第一項の剰余金の配当	代金交付等
第百五十條第二項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	資産の流動化に関する法律第四十条第一項
第百五十條第四項	会社法第二百三条第二項	資産の流動化に関する法律第四十条第二項
第百五十條第四項	第二百五条第一項	第四十一条第二項



第百五十条第五項	新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限り。）	
第百五十条第六項	新株予約権に 会社法第二百四十二条第一項 新株予約権の目的である	転換特定社債（資産の流動化に関する法律第三百三十一條第一項に規定する転換特定社債をいい、転換によって発行すべき優先出資が振替優先出資（第二百三十七條第一項に規定する振替優先出資をいう。以下同じ。）であるものに限る。以下同じ。）又は新優先出資の引受権（同法第三百三十九條第二項に規定する新優先出資の引受権をいい、その行使によって発行する優先出資が振替優先出資であるものに限る。以下同じ。）を付した新優先出資引受権付特定社債（同法第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）
第百五十一条第一項第四号	新株予約権を行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるとき	転換特定社債又は当該新優先出資引受権付特定社債に 同法第二百二十二條第一項 転換特定社債の転換によって発行すべき振替優先出資又は新優先出資の引受権の行使によって発行する
第百五十二条第一項	会社法第四百五十四條第五項	転換特定社債の転換を請求する者又は新優先出資の引受権を行使する者
第百五十三条	会社法第三百三十條第一項 一株 生じたとき、又は単元未満株式が生じたとき	資産の流動化に関する法律第一百五條第一項 資産の流動化に関する法律第四十五條第一項 優先出資一口 生じたとき
第百五十四條第一項	会社法第三百三十條第一項 会社法第二百三十八條第一項 又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数（これらの数に	資産の流動化に関する法律第五十九條第一項 についての、当該端数（
第百五十五條第一項	会社法第三百三十條第一項 会社法第二百三十八條第一項の行為、同法第二百八十二條の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八條第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約、株式移転又は株式交付	資産の流動化に関する法律第四十五條第一項 優先出資の併合又は資産流動化計画（資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。第四項において同じ。）の変更
第百五十五條第二項	第百六十六條第一項、第百八十二條の四第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項、第八百六條第一項又は第八百六條の六第一項	第五十條第一項において準用する会社法第二百八十二條の四第一項又は資産の流動化に関する法律第五百十三條第一項
第百五十五條第四項	第百六十一條第二項の規定により、会社法第二百六條第三項、第百八十一條第一項（同法第二百八十二條の四第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）、第四百六十九條第三項、第七百八十五條第三項、第七百九十七條第三項、第八百六條第三項又は第八百六條の六第三項	第二百四十六條第一項の規定により公告するとき、又は第二百四十七條第二項の規定により資産の流動化に関する法律第五百十三條第四項において準用する会社法第二百六條第三項
第百五十九條第一項	会社法第二百六條第一項各号の行為、同法第二百八十二條の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日 株券喪失登録がされた株券	優先出資の併合又は資産流動化計画の変更が生ずる日

<p>第百五十九条第二項</p>	<p>登録抹消日において</p>	<p>（非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続をいう。） が行われている優先出資証券 については、</p>
<p>第百五十九条第三項第一号</p>	<p>当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者</p>	<p>同項の優先出資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定める書類を添付して請求があった場合には、遅滞なく 当該請求を行った者</p>
<p>第百五十九条第三項第二号</p>	<p>登録抹消日まで</p>	<p>請求者</p>
<p>第百五十九条の二第二項</p>	<p>同法第百三十条第一項</p>	<p>請求者の 当該申出の日までに 資産の流動化に関する法律第四十五条第一項</p>

（振替優先出資の消却に関する記載又は記録手続）

第二百四十条（略）

2 前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替優先出資について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 6（略）

（保有優先出資口数に応じた振替優先出資の消却に関する記載又は記録手続）

第二百四十二条 特定の銘柄の振替優先出資について優先出資社員の有する当該振替優先出資の口数に応じて優先出資の消却をしようとする場合には、当該振替優先出資の発行者は、第三号の効力発生日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該優先出資の消却に係る振替優先出資の銘柄  
二 一から次のイの発行総口数の口の発行総口数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）  
イ 優先出資の消却後の当該振替優先出資の発行総口数  
ロ 優先出資の消却前の当該振替優先出資の発行総口数

三 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）  
四 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替優先出資の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

2 前項の通知を受けた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替優先出資の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

4 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定によつて減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

（権利の帰属）

第二百四十七条の二 新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の発行の決定において

















ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。  
2 5 (略)

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

(基準日)  
第二百二十四条 株式会社は、一定の日（以下この章において「基準日」という。）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（以下この条において「基準日株主」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができる。  
2 5 (略)

(株式の譲渡の對抗要件)  
第二百三十条 株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない。  
2 (略)

第二百五十二条 株式会社（株券発行会社を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をした場合（これらの行為に際して当該株式会社が株式を交付する場合に限る。）又は同項第六号に掲げる行為をした場合において、同項の質権の質権者が登録株式質権者（第二十八条第五項の規定による請求により第四十八条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録されたものを除く。以下この条において同じ。）であるときは、前条第一項の株主が受けることができる株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならぬ。  
2 3 (略)

(株券喪失登録簿)  
第二百二十一条 株券発行会社（株式会社）がその株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした日の翌日から起算して一年を経過していない場合における当該株式会社を含む。以下この条（第二十三条、第二十七条及び第二十八条第二項を除く。）において同じ。）は、株券喪失登録簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この条において「株券喪失登録簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。  
一・二 (略)

三 第一号の株券に係る株式の株主又は登録株式質権者として株主名簿に記載され、又は記録されている者（以下この条において「名義人」という。）の氏名又は名称及び住所  
四 (略)

(名義人等に対する通知)  
第二百二十四条 株券発行会社が前条の規定による請求に応じて株券喪失登録をした場合において、当該請求に係る株券を喪失した者として株券喪失登録簿に記載され、又は記録された者（以下この条において「株券喪失登録者」という。）が当該株券に係る株式の名義人でないときは、株券発行会社は、遅滞なく、当該名義人に対し、当該株券について株券喪失登録をした旨並びに第二十一条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を通知しなければならない。  
2 (略)

(株券喪失登録の効力)  
第二百三十条 株券発行会社は、次に掲げる日のいずれか早い日（以下この条において「登録抹消日」という。）までの間は、株券喪失登録がされた株券に係る株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することができない。  
一 当該株券喪失登録が抹消された日  
二 株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日  
2 4 (略)

(剰余金の配当に関する事項の決定)  
第四百五十四条 (略)

524 (略)

取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り。以下この項において「中間配当」という。）をすることができ旨を定款で定めることができる。この場合における中間配当についての第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。

○ 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（抄）

(管轄裁判所)

第百条 公示催告手続（公示催告によって当該公示催告に係る権利につき失権の効力を生じさせるための一連の手続をいう。以下この章において同じ。）に係る事件（第百十二条において「公示催告事件」という。）は、公示催告に係る権利を有する者の普通裁判所の所在地又は当該公示催告に係る権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。ただし、当該権利が登記又は登録に係るものであるときは、登記又は登録をすべき地を管轄する簡易裁判所もこれを管轄する。